

矢巾町上下水道告示第9号

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和8年7月23日

矢巾町長 高 橋 昌 造



1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 南矢幅地区給配水管布設替その6工事
- (2) 工事の場所 紫波郡矢巾町大字南矢幅地内
- (3) 工事の期間 192日間
- (4) 工 種 水道工事
- (5) 工事の概要 DIP(GX) φ100 L=312.5m
DIP(GX) φ75 L=311.7m
地上式単口消火栓 N=2基
PP φ50 L=76.6m
給水切替 N=48箇所
- (6) 最低制限価格 設定あり

(矢巾町建設工事最低制限価格制度取扱要領第3条の算出方法による。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に基づく有効期間内の総合評定値通知書の交付を受けている者であること。
- (5) 法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を現に受けていない者であること。
- (6) 工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領(平成7年矢巾町訓令第7号)による指名停止を現に受けていない者であること。
- (7) 当該入札において、他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がないものであること。
- (8) 1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (9) 国税及び市区町村税を滞納していない者であること。
- (10) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第

2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (11) 令和8・9年度矢巾町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録のある者で、次の要件を満たしている者であること。

ア 「管工事」に登録されている者で、紫波郡矢巾町、盛岡市又は紫波郡紫波町に本店を有する者であること。

イ 岩手県営建設工事入札参加資格者名簿における管工事A級又はB級の者で、一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。

- (12) 次のア、イ又はウに掲げる者について、当該ア、イ又はウに定める要件を満たす者を工事現場に配置できること。ただし、ウにあつては法第26条の2第1項の規定により専門技術者が配置される場合に限る。

ア 現場代理人 入札に参加する者に雇用期間を特に限定することなく申請日前3箇月以上継続して雇用されている者（入札に参加する者が個人である場合の本人、法人である場合のその役員を含む。以下「常時雇用者」という。）で、他の工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は専門技術者として配置されていない者であること。ただし、現場代理人及び技術者の配置緩和に係る運用基準（平成25年10月25日町長決裁）による現場代理人の兼務を認める。

イ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。） 常用雇用者であること。

ウ 専門技術者 常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第3項の規定による専任の主任技術者等として配置されていない者であること。

3 設計図書等の閲覧及び契約条項を示す場所

- (1) 閲覧方法 矢巾町公式ホームページよりダウンロードのこと。
- (2) 閲覧期間 公告の日から開札日前日まで

4 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 方法及び宛先 文書を直接、矢巾町上下水道課へ持参又はFAX（019-697-3121）
- (2) 書 式 質問書（任意様式）により提出のこと。
- (3) 受付期間 公告の日から令和8年8月5日(水)正午まで
- (4) 回答方法 回答書を矢巾町公式ホームページに随時掲載する。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申請を行うこと。

- (1) 入札参加申請書類及び提出部数
- ア 条件付一般競争入札参加申請書（様式第1号） 1部
- イ 誓約書 1部
- (2) 入札参加申請手続き
- ア 申請方法 直接、持参すること。
- イ 受付期間 令和8年8月20日(木)正午まで

ウ 受付場所 矢巾町上下水道課

6 入札保証金

免 除

7 入札及び開札

(1) 日 時 令和8年8月21日(金)午前11時30分

(2) 場 所 矢巾町役場 2階 2-2 会議室

(3) 提出書類 入札書及び入札金額見積内訳書

入札金額見積内訳書は、入札執行1回目に入札書に添付（入札書次頁にホチキス留め）することとし、2回目以降の添付は不要とする。

(4) 委 任 状 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

8 入札の回数

入札は3回までとする。再度の入札を行っても落札しない場合は、入札は不調とする。

9 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

11 落札者の決定方法

(1) 本工事は、予定価格以下で最低の価格で入札した者（最低制限価格未満で入札した者を除く。）から順に落札候補者として落札を保留した旨の落札候補者決定通知を発行し、入札参加資格を審査した後、落札者を決定する。

（落札者の決定予定日 令和8年8月26日（水）以降）

(2) 落札者を決定した場合は、矢巾町公式ホームページにて公表する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格確認通知書（資格無）により通知する。

(4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

12 入札参加資格確認書類

(1) 入札参加資格確認書類及び提出部数

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、落札候補者は、次に掲げる書類

を提出しなければならない。

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号） 1部
- イ 直近の有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し 1部
- ウ 建設業許可通知書の写し 1部
- エ 技術者配置調書（様式第4号） 1部
- オ 配置予定の現場代理人及び主任技術者等の雇用関係及び主任技術者等になりうる資格を確認できる資料 各1部
- カ 市区町村税の納税証明書（写しでも可） 各1部
契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の市区町村が発行するもので、課税されている全ての税目について未納がない旨の記載のある証明書。ただし、証明年月日が確認書類の提出期限から3箇月前の日以降に発行されたものに限る。
- キ 国税の納税証明書（写しでも可） 各1部
国税（法人税、消費税及び地方消費税）の未納がない旨の記載のある証明書。ただし、証明年月日が確認書類の提出期限から3箇月前の日以降に発行されたものに限る。

（2） 提出期限及び提出方法

- ア 提出期限 落札候補者決定通知日の翌日（休日を除く。）午後5時までとする。
- イ 提出方法 矢巾町上下水道課へ持参により提出するものとする。

13 契約保証金

契約保証金又は契約保証金に代わる担保等の額は、契約金額の100分の10以上とする。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1） 2に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- （2） 12（1）に掲げる入札参加資格確認書類を提出期限内に提出しない者のした入札
- （3） 5及び12（1）に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- （4） 入札条件に違反した入札

15 その他

- （1） 現地での説明は行わない。
- （2） 契約締結時までに5に掲げる入札参加申請書類の記載事項に変更が生じた場合には、矢巾町上下水道課に変更届を提出するものとする。
- （3） 提出された書類等は、返却しないものとする。
- （4） 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。
- （5） 5及び12（1）に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、町営建設工事に係る指名停止を行うことがある。
- （6） この入札に関する問い合わせ先

矢巾町上下水道課上水道係 TEL：019-611-2567（ダイヤルイン） FAX：019-697-3121